

令和3年10月1日

海事局検査測度課

船舶関係技術職員の募集

～船の安全と海洋環境を守るエキスパート～

国土交通省では、地方運輸局等において、海事関係法令に基づく船舶・船用機関及び船舶用品の検査の執行、日本に入港する外国船舶の監督（ポート・ステート・コントロール）、船舶のトン数の決定のための船舶の測度の実施等、我が国の船舶の安全環境行政全般にわたる業務を担当する船舶関係技術職員の採用希望者を広く募集いたします。

1. 採用予定日 : 令和4年4月1日
2. 採用予定数 : 若干名
3. 応募期間 : 令和3年10月1日(金) ～ 令和3年11月30日(火) 必着
4. 配属先 : 国土交通省地方運輸局等

○ 詳しくは、別紙「国土交通省船舶関係技術職員募集要領」をご参照下さい。

(問い合わせ先)

国土交通省海事局

(代表)03-5253-8111

検査測度課(直通)03-5253-8639

FAX:03-5253-1644

船舶検査官 佐藤(内線44-213)

専門官 大川(内線44-112)



国土交通省船舶関係技術職員募集要領

- 1. 職務の内容:** 国土交通省の各地方運輸局等における船舶検査、船舶測度、外国船舶監督に関する業務
- 2. 待遇:** 給与、各種手当等は「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。
- 3. 配属先:** 国土交通省地方運輸局等
- 4. 応募資格:** 以下の条件の全てを満たすこと。
 - ・大学(造船、機械、電気、電子、航海、機関)を卒業した者、(商船)高等専門学校を卒業した者、又はこれらと同等の学力を有すると認められる者
 - ・造船所、海運会社等において船舶の技術関係業務に従事した経験が4年以上、有効な海技免状を有し商船の乗船履歴が4年以上、又はこれらに相当する業務経験等を有する者
- 5. 採用予定数:** 若干名
- 6. 採用予定日:** 令和4年4月1日
- 7. 応募期間:** 令和3年10月1日(金) ~ 令和3年11月30日(火)
- 8. 応募方法:** 以下の書類を郵送又はメールにて提出すること。(令和3年11月30日(火)必着)
 - ①履歴書1通(JIS規格のもの又はホームページ上の様式を使用し、写真を貼付すること。)
 - ②志望理由書(A4横書き、1,200字程度で自己の経歴、船舶関係技術職員を志望した理由、これまで得た知識経験を船舶の安全環境行政にどのように生かしていくのか等について自己PRを含めて記述すること)
※応募書類は、合否の如何を問わずお返しできませんので、予めご了承願います。
- 9. 書類提出先:** 国土交通省海事局検査測度課船舶検査官
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
※書類を郵送される場合は、封筒に「船舶関係技術職員応募書類在中」と朱書きしてください。
【電話】 03-5253-8639
【メール】 hqt-senkou-senpaku(a)mlit.go.jp ※送付の際は、(a)を@に直して下さい。

10. 選考方法

- (1) 第1次選考:書類選考 ※結果については応募者全員にメールにて通知します
- (2) 第2次選考:面接試験 ※書類選考合格者のみ対象
 - ①試験日:令和3年12月中旬～下旬(書類選考合格者に後日連絡)
 - ②試験会場:国土交通省海事局(東京・霞が関)

11. 問い合わせ先:03-5253-8111(内線 44-213、44-112)

12. 勤務条件

- (1) 基本給に当たる俸給については、専門行政職俸給表が適用されます。また、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等の各種手当が支給されます。
- (2) 週休2日制、年20日の年次休暇のほか、特別休暇(夏季・結婚・忌引・ボランティア等)、病気休暇の制度が整備されています。
- (3) 共済組合の福利厚生施設を利用することができます。

13. その他

- (1) 採用内定者に選考された場合、健康診断を受診(自己負担、任意の医療機関で実施)し、その結果を提出していただくことになります。
- (2) 採用内定者に選考された場合、「4. 応募資格」を満たしていることの証明(卒業証明書、在職証明書、海技免状の写し、乗船履歴等)を提出していただくことになります。
- (3) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在会社等に勤務している方は、採用時に所属している会社等を退職していただく必要があります。

※以下に該当する場合は応募できません。

- ①日本の国籍を有しない者
 - ②国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- ※国家公務員法第81条の2(定年による退職)に該当する方(採用予定日において60歳に達している方)は、法令の規定により採用することができません。